

平成 19 年度財政援助団体監査結果報告書

第 1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体監査

2 監査の対象

団 体 社会福祉法人 羽村市社会福祉協議会
所管課 福祉健康部社会福祉課

3 監査の範囲

平成 18 年度及び平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日までに交付された助成金の管理運用、会計経理、事務事業の執行状況

4 監査の期間

平成 19 年 12 月 17 日から平成 20 年 2 月 14 日まで
説明聴取日 平成 20 年 1 月 18 日

5 監査の主眼

1 所管課

- (1) 補助金等の目的及び基準等は、条例、規則、要綱等により明確に定められ、支出
手続は、条例等に従い行われているか。
- (2) 補助金等の額の算定、確定、交付手続き及び交付時期は適正に行われているか。
- (3) 団体への指導監督は適切に行われているか。

2 財政援助団体

- (1) 補助事業等は目的、交付条件に従って適正に執行されているか。
- (2) 補助金の管理運用、会計処理及び財産の管理は適正に行われているか。
- (3) 出納関係諸帳簿の整備は適切に行われているか。

6 監査の方法

監査にあたっては、「第 5 監査の主眼」に基づき、関係資料の審査、担当者からの説明聴取を実施した。

第2 監査の結果

1 団体の概要

- (1) 名 称 社会福祉法人 羽村市社会福祉協議会
- (2) 所 在 地 羽村市栄町二丁目18番地1
- (3) 設 立 昭和41年9月1日 任意団体として発足
昭和45年4月1日 社会福祉法人となる
- (4) 資産の総額 1億4,371万5,727円(平成19年3月31日現在)
- (5) 目 的 社会福祉法人羽村市社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という。)は、羽村市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
- (6) 事業内容
 - ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - イ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - ウ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - エ 上記のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
 - オ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
 - カ 共同募金事業への協力
 - キ 知的障害者授産施設(通所)ワークセンターいちょうの受託経営
 - ク 地域活動支援センター(障害者デイサービス)の受託
 - ケ 身体障害者相談支援事業(羽村市障害者生活支援事業)の受託
 - コ 居宅介護等事業の受託
 - サ 緊急生活援護資金の貸付
 - シ 老人居宅介護等事業(社協ケアサービス)
 - ス 身体障害者居宅介護等事業(社協ケアサービス)
 - セ 知的障害者居宅介護等事業(社協ケアサービス)
 - ソ 児童居宅介護等事業(社協ケアサービス)
 - タ 羽村市ふれあいのまちづくり事業
 - チ その他この法人の目的達成のために必要な事業
- ◆社会福祉法第26条の規定による公益事業
 - ア 羽村市福祉センターの管理運営事務の受託
 - イ 羽村市障害者生活訓練事業の受託
 - ウ 羽村市心身障害児通所訓練指導事業の受託
 - エ 羽村市ファミリー・サポート・センター事業の受託
 - オ 居宅介護支援事業(社協ケアサービス)
 - カ 羽村市移送サービス事業(羽村市社会福祉協議会)の受託
- (7) 特 色
 - ア 平成11年4月羽村市福祉センターのオープンにあわせ、同センター内に事務局が入り、福祉センター建物の維持・管理を受託する

ほか、同施設内に併設された知的障害者通所授産施設（ワークセンターいちょう）、障害者生活訓練事業（デイセンターさくら）、障害者デイサービス事業及び心身障害児通所訓練指導事業（青い鳥）を受託している。

イ 平成 12 年 4 月から、介護保険関連事業を開始し、ケアプランの作成・訪問介護事業を実施している。

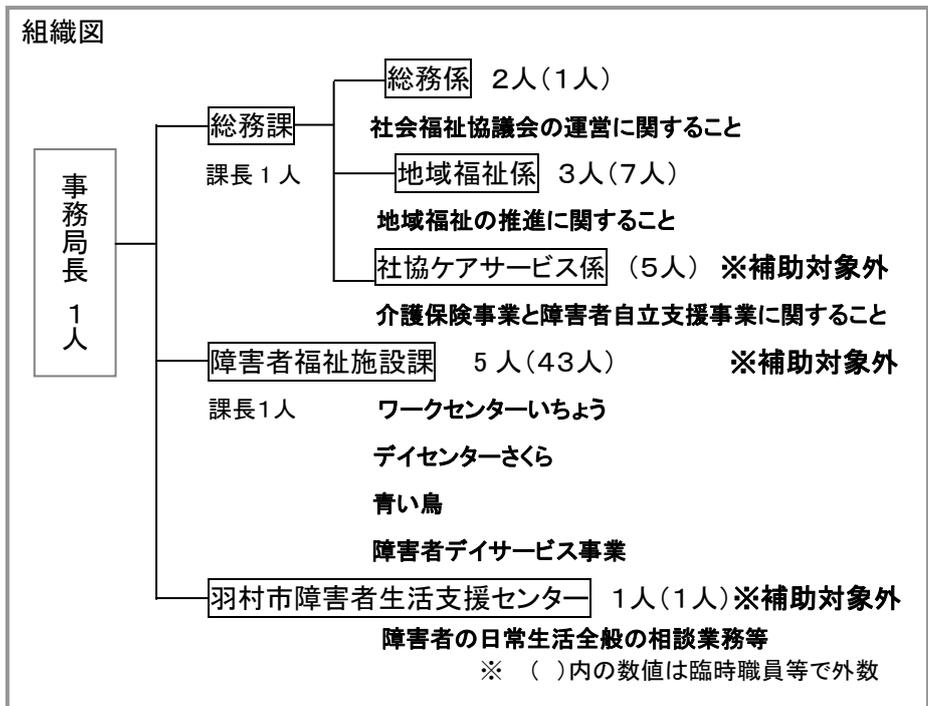
ウ 平成 15 年 4 月から、身体障害者（児）及び知的障害者の居宅介護事業を実施している。

(8) 組織 ア 役員構成 20 人（平成 19 年 12 月 21 日現在）

| | | | | | |
|-----|-----|-------|-----|-----|------|
| 会 長 | 1 人 | 副 会 長 | 2 人 | 理 事 | 12 人 |
| 顧 問 | 3 人 | 監 事 | 2 人 | | |

イ 職員体制 72 人（平成 19 年 4 月 1 日現在）

（うち正規職員 11 人、市派遣職員 3 人、嘱託職員 1 人、臨時職員 43 人、委託職員 14 人）



ウ 評議員 40 人（平成 19 年 12 月 20 日現在）

エ 会 員 7,697 件（平成 19 年 12 月 19 日現在）

| | 正会員 | 特別会員 | 計 |
|------|-------|------|-------|
| 個人会員 | 6,707 | 773 | 7,480 |
| 団体会員 | 79 | 138 | 217 |
| 計 | 6,786 | 911 | 7,697 |

※ 単位（個人、団体ともに「件」で表記）

(9) 市との関係

市は、羽村市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業を行う当該団体に対し事業に要する経費を補助している。

2 財政援助の状況

市は、羽村市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業を行う当該団体に対し、社会福祉法人に対する助成金の交付に関する条例（昭和 49 年条例第 18 号）及び社会福祉法人に対する助成金の交付に関する条例施行規則（昭和 49 年規則第 17 号）等に基づき算定した額を、予算の定めるところにより交付している。

(1) 平成 18 年度及び 19 年度の助成金の内容及び交付状況

| | | | |
|---------|--|------------------------|-----------------------|
| 名称 | 羽村市社会福祉協議会運営費助成金 | | |
| 根拠 | ① 社会福祉法人に対する助成金の交付に関する条例 ② 社会福祉法人に対する助成金の交付に関する条例施行規則 ③ 羽村市補助金等交付規則（昭和 52 年規則第 10 号） | | |
| 交付対象経費 | ① 人件費（基本給、諸手当他） ② 事務費（福利厚生費、旅費、消耗品費他） ③ 事業費（ふれあいのまちづくり事業、在宅福祉サービス事業、ボランティアセンター事業） | | |
| 交付年度 | 平成 18 年度分 | | 平成 19 年度分 |
| 概算交付決定額 | 64,217,000 円—① | | 67,674,000 円 |
| 交付申請日 | 平成 18 年 4 月 12 日 | | 平成 19 年 4 月 10 日 |
| 交付決定日 | 平成 18 年 4 月 19 日 | | 平成 19 年 4 月 23 日 |
| 交付状況 | 第 1 回 | 4 月 28 日 16,660,000 円 | 5 月 17 日、17,264,000 円 |
| | 第 2 回 | 7 月 14 日 15,790,000 円 | 8 月 9 日、16,520,000 円 |
| | 第 3 回 | 10 月 26 日 17,535,000 円 | |
| | 第 4 回 | 1 月 24 日 14,232,000 円 | |
| 追加交付決定額 | 752,000 円—② ①+②【64,969,000 円】 | | |
| 追加交付申請日 | 平成 19 年 3 月 26 日 | | |
| 追加交付決定日 | 平成 19 年 3 月 30 日 | | |
| 精算金額 | 86,290 円 | | |
| 実績報告日 | 平成 19 年 5 月 8 日 | | |
| 精算金返還日 | 平成 19 年 5 月 8 日 | | |

羽村市社会福祉協議会運営費助成金は、地域福祉活動の推進を図り、行政だけでは対応できないきめ細かい事業を展開することで、地域福祉の向上を図ることを目的としている。助成額のうち人件費は、社会福祉法人に対する助成金の交付に関する条例及び同施行規則に基づき算定し、事務費及び事業費については、事業計画、申請に基づき算定している。

平成 18 年度の助成金の交付状況は、補正後の助成対象予算額 6,504 万 5 千円に対して、概算交付額の 6,421 万 7 千円と、人件費に係る不足分 75 万 2 千円の追加交付とあわせて、6,496 万 9 千円が交付された。助成金決算額は 6,488 万 2,710 円となり、交付額との差額 8 万 6,290 円が市に返還された。

平成 19 年度の助成状況は、助成対象予算額 6,767 万 4 千円に対して、概算交付決定額が 6,767 万 4 千円となっており、平成 19 年 9 月 30 日までに 3,378 万 4 千円が交付されている。

| | | |
|---------|---|------------|
| 名称 | 羽村市社会福祉協議会運営費助成金(小地域ネットワーク推進活動事業費) | |
| 根拠 | ①社会福祉法人に対する助成金の交付に関する条例 ②社会福祉法人に対する助成金の交付に関する条例施行規則 ③羽村市補助金等交付規則(昭和52年規則第10号) | |
| 交付対象経費 | 事業費(地域住民の交流に関する事業、要援護者の社会参加に関する事業、要援護者の健康維持、生きがいづくり及び孤立感の解消に関する事業、要援護者への声かけ及び見守りに関する事業) | |
| 交付年度 | 平成18年度分 | 平成19年度分 |
| 概算交付決定額 | 2,660,000円 | 2,660,000円 |
| 交付申請日 | 平成18年7月6日 | 平成19年7月11日 |
| 交付決定日 | 平成18年7月7日 | 平成19年7月19日 |
| 交付日 | 平成18年7月25日 | 平成19年8月2日 |
| 精算金額 | 140,000円 | |
| 実績報告日 | 平成19年5月14日 | |
| 精算金返還日 | 平成19年5月14日 | |

羽村市社会福祉協議会運営費助成金のうち[※]小地域ネットワーク活動事業費は、地域の実情に応じて実施する小地域ネットワーク活動を推進することにより、地域の福祉力を高め、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的としている。

社会福祉協議会は、この活動を地域福祉活動の重点事業として位置付け、町内会・自治会を単位とする活動団体に12万円の助成金を交付している。市は、そのうちの7万円を市助成金として算定し、社会福祉協議会へ助成している。

平成18年度の助成金の交付状況は、助成対象予算額273万円に対して、266万円が概算交付決定され、助成金決算額は252万円となり、交付額との差額14万円が市に返還された。

平成19年度の助成金の交付状況は、前年度同様に助成対象予算額273万円に対して266万円が概算交付決定されている。

※小地域ネットワーク活動

お年寄りから子どもまで地域に住む誰もが住み慣れた地域でいつまでも楽しく安心して暮らせるように、そこに住む人々が交流しお互いに支えあいながら、安心して住みやすい環境を自分達の手でつくりあげる活動。羽村市では町内会・自治会を活動単位として、町内会福祉部や民生・児童委員、友愛訪問員、老人クラブ、ボランティア団体等と連携し様々な福祉活動を実施している。

3 事業実績

(1) 助成金に関する事業の執行状況

ア 決算の概要と主な事業内容

| 区 分 | H18 年度 | | H19 年度(4~9 月) | | 主な事業内容 |
|-------------------------|------------|------------|---------------------|------------|---|
| | 助成金額 | 支出金額 | 助成金額 | 支出金額 | |
| 法人運営 | 47,482,720 | 63,248,229 | 24,804,000 | 29,929,854 | 職員人件費 H18: 嘱託職員(局長)1 人、職員 4 人、臨時職員 1 人 H19: 嘱託職員(局長)1 人、職員 4 人、臨時職員 1 人 消耗品費、印刷製本費、燃料費、通信運搬費、業務委託料、手数料、賃借料、租税公課(自動車税・消費税)等 |
| 在宅福祉サービス事業 | 477,672 | 6,016,474 | 300,000 | 2,613,492 | 高齢者食事サービス事業 業務委託料、手数料、研修費 |
| ボランティアセンター事業 | 6,596,444 | 9,497,725 | 3,365,000 | 4,009,042 | 職員人件費: 職員 1 人 |
| ふれあいのまちづくり事業 | 12,845,874 | 15,233,892 | 7,975,000 | 9,474,181 | 職員人件費: 職員 1 人、臨時職員 2 人 小地域ネットワーク活動推進事業 |
| 合 計 | 67,402,710 | 93,996,320 | 36,444,000 | 46,026,569 | |
| 【再掲】 小地域ネットワーク活動推進事業 | 2,520,000 | 2,520,000 | 2,660,000 (概算交付) | 2,520,000 | 小地域ネットワーク活動助成金 36 団体へ助成 助成単価: 120,000 円 ※うち 70,000 円が市助成分 |

イ 事業の執行状況

①法人運営については、上記の表のとおり、人件費、事務費等を助成している。主な事務事業には、理事会、評議員会の開催、監査の実施、会員の増強と自主財源の確保、寄付金・寄付物品の收受、調査研究、苦情解決の対応、連絡調整、普及宣伝、福祉大会の開催がある。平成 18 年度及び 19 年度上期における事業は当初の予定通り執行されている。

②在宅福祉サービス事業のうち「高齢者食事サービス事業」は、市内在住で満 70 歳以上の虚弱なひとり暮らしの高齢者・高齢者のみの世帯を対象に、食事サービスボランティア「千種」の協力による食事の提供を行う事業である。このうちの委託料(食品衛生管理委託料)、手数料(栄養指導料)、研修費を助成している。

| 区 分 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 (4~9 月) |
|-------|-------------|------------------|
| 配 食 数 | 延べ 1,806 食 | 延べ 1,038 食 |
| 利 用 者 | 一日平均 35.4 人 | 一日平均 39.9 人 |

- ③ボランティアセンター事業は、情報の提供、ボランティアの育成、ボランティア団体の支援や協働を図る事業であり、人件費を助成している。平成18年度及び19年度上期における事業は当初の予定通り執行されている。また、平成18年度は、羽村市民のボランティア活動及び市民活動を支援するための中間支援センターの設立に向けて、「はむらボランティア・市民活動センター（仮称）」開設検討会を設置し、開設に向けた検討を行った（平成18年12月18日、提言あり）。
- ④ふれあいのまちづくり事業は、前頁の表のとおり、人件費及び「小地域ネットワーク事業」の町内会等への活動助成金を助成している。この事業は、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる」ことを目的に、小地域ネットワーク活動推進事業のほかにも、声かけ運動やふれあい相談事業等を実施している。平成18年度及び19年度上期における事業は当初の予定通り執行されている。
- ⑤小地域ネットワーク活動推進事業は、前述したとおり、経費区分としては、「ふれあいのまちづくり事業」に属している。この助成金を別立てしたのは、前頁の表のとおり、この助成金が「小地域ネットワーク活動助成金」として、社会福祉協議会の助成金とあわせて町内会・自治会等へ交付されるためである。

小地域ネットワーク活動助成金の内訳（1地区あたりの金額）

| | | |
|---------------|---------|------------|
| ・ 基盤活動費 | 30,000円 | } 120,000円 |
| ・ 実施地区指定助成金 | 20,000円 | |
| ・ 活動助成金（市助成金） | 70,000円 | |

小地域ネットワーク活動助成金支出額

- ・ 平成18年度 120,000円×37団体＝4,440,000円（精算済）
- ・ 平成19年度 120,000円×38団体＝4,560,000円

(2) その他市受託事業

上記の助成金に関する事業のほかに、社会福祉協議会では、市からの受託事業として、心身障害者（児）の作業訓練及び生活訓練など心身障害者（児）の社会参加と自立を支援するための施設運営を行っている。平成19年9月分の利用状況は下記のとおりであり、順調に運営されている。

| 施設名等 | 定員 | 在籍者数 | 開所日 | 通所実人員数 | 1日あたり通所者数 | 出席率 |
|-----------------------------------|-----|------|-----|--------|-----------|-------|
| 知的障害者通所授産施設 ワークセンターいちよう | 35人 | 32人 | 18日 | 528人 | 29.3人 | 91.7% |
| 障害者生活訓練事業 デイセンターさくら | 19人 | 13人 | 18日 | 202人 | 11.2人 | 86.3% |
| 心身障害児通所訓練指導事業 青い鳥（上段：幼児、下段：学童） | 10人 | 3人 | 18日 | 19人 | 1.1人 | 35.2% |
| | 20人 | 32人 | 18日 | 206人 | 11.4人 | 78.0% |
| 地域活動支援センター 障害者デイサービス事業(基本事業) | 15人 | 20人 | 17日 | 185人 | 10.9人 | |

4 総括

所管課における助成金の交付事務は、関係法令に基づきおおむね適正に執行されていると認められた。また、社会福祉協議会における助成金の管理運用、会計経理、助成事業は、関係法令に基づきおおむね適正に行われていると認められた。

なお、監査における個別の意見等は、下記のとおりである。

○ 内部統制の適正な機能について

内部統制は企業の目的を達成するために欠かせない仕組みであり、その構築は重要な課題となっている。そのため、今回の監査では、内部統制の考え方から、リスク管理を重視し監査を行った。社会福祉協議会の事務事業の目的・目標を達成するための最善の方法、それを妨げるリスク、リスクをなくすためにどのように事業等の執行にあたったかを検証したところ、全体的なリスク管理については抽象的な部分もあるが、一定の評価をするものである。内部統制の機能を充実していくためには、社会福祉協議会のすべての職員が担当者レベルでのリスク管理を行っていくことが重要である。組織が一丸となって、具体的なリスク管理を行うことで、内部統制の機能がさらに充実することを期待する。

また、情報と伝達は、内部統制を構成する基本的要素である。社会福祉協議会では、以降に述べる小地域ネットワーク活動や会員の確保についても、広報紙である「社協だより」等を通じて工夫し広報しているところであるが、更に、誰もが必要ときに必要な情報が得られるよう、情報提供のあり方について検討されたい。

○ 社会福祉協議会の独自財源の確保について

社会福祉協議会の独自財源の柱として、会員から寄せられる会費がある。会員には、主に町内会・自治会を通じて加入を依頼する個人会員と、事業所・各種団体に依頼する団体会員があるが、町内会等の加入率の低下等に伴い、会員数も減少している。そのため、独自財源である会費も減少傾向にある。社会福祉協議会では、各種の広報や福祉事業等を通じて会員の増強を図るとともに、団体会員については、理事や職員による市内企業への訪問により募集を行っているが、後述する「小地域ネットワーク活動」の活性化や地域福祉活動の充実のためにも、更に積極的な会員の拡充活動を行うよう努められたい。

なお、独自財源の確保については、広報紙「社協だより」に「広告コーナー」を設け、市内の地域福祉を応援する企業広告を掲載するなど努力していることは評価するものである。

| 区 分 | 平成 17 年度 (3.31 現在) | 平成 18 年度 (3.31 現在) | 前年度増減 | 平成 19 年度 (12.19 現在) | 前年度増減 |
|------|-----------------------|-----------------------|------------|------------------------|-----------|
| 個人会員 | 7,638 件 | 7,525 件 | △113 件 | 7,480 件 | △45 件 |
| 会 費 | 4,324,300 円 | 4,218,300 円 | △106,000 円 | 4,183,200 円 | △35,100 円 |
| 団体会員 | 207 件 | 218 件 | 11 件 | 217 件 | △1 件 |
| 会 費 | 891,000 円 | 983,000 円 | 92,000 円 | 1,008,000 円 | 25,000 円 |
| 会員合計 | 7,845 件 | 7,743 件 | △102 件 | 7,697 件 | △46 件 |
| 会費合計 | 5,215,300 円 | 5,201,300 円 | △14,000 円 | 5,191,200 円 | △10,100 円 |

○ 地域力の再生のための「小地域ネットワーク活動」の充実について

市が平成 19 年 3 月に策定した第四次羽村市長期総合計画の後期基本計画において、「小地域ネットワーク活動の支援」をあげている。地域力の再生が求められる現在、小地域ネットワーク活動はひとつの核をなすものと考えられる。しかしながら、町内会の加入率の減少や個人情報保護とあいまって課題も多い現状にある。また、この活動の周知がまだ十分といえない部分もある。様々な情報媒体を活用するとともに、原点に戻り、事務局が地域に出向くなど工夫を凝らし周知するなど更に充実するように努められたい。

また、現在、社会福祉協議会では、「羽村市ボランティア・市民活動センター（仮称）検討委員会」からの提言を受けて、同センターの設置について検討中であるが、このセンターが地域力の再生にも有効と考えられる。

地域力の再生のためにも、小地域ネットワーク活動の活性化及びボランティア・市民活動センターの設立に期待したい。